

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食費補助金(R6推奨事業メニュー分)	①物価高騰の影響を受ける保護者を支援するため、学校給食会に対し、給食費の一部無償化及び第三子以降完全無償化に要する食材費支援を行う。(※教職員分は対象外) ②学校給食会への補助金 ③計137,800千円 給食費の一部無償化(1学期一部無償化、2・3学期無償化) (幼稚園) 43円×延べ29,700食+264円×延べ62,100食=17,700千円 (小学校) 47円×延べ104,454食+292円×延べ198,960食=63,000千円 (中学校) 51円×延べ57,240食+331円×延べ103,032食=37,000千円 (特支小等部)47円×延べ2,684食+292円×延べ5,016食=1,600千円 (特支中等部)51円×延べ2,440食+331円×延べ4,560食=1,600千円 第三子以降完全無償化 (幼稚園)221円×延べ16,490食=3,600千円 (小学校)245円×延べ48,312食=11,800千円 (中学校)280円×延べ5,208食=1,500千円 (※うちR6推奨事業メニュー分 101,762千円) ④保護者及び赤穂市学校給食会	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食費補助金(R7推奨事業メニュー分)	①物価高騰の影響を受ける保護者を支援するため、学校給食会に対し、給食費の一部無償化及び第三子以降完全無償化に要する食材費支援を行う。(※教職員分は対象外) ②学校給食会への補助金 ③計137,800千円 給食費の一部無償化(1学期一部無償化、2・3学期無償化) (幼稚園) 43円×延べ29,700食+264円×延べ62,100食=17,700千円 (小学校) 47円×延べ104,454食+292円×延べ198,960食=63,000千円 (中学校) 51円×延べ57,240食+331円×延べ103,032食=37,000千円 (特支小等部)47円×延べ2,684食+292円×延べ5,016食=1,600千円 (特支中等部)51円×延べ2,440食+331円×延べ4,560食=1,600千円 第三子以降完全無償化 (幼稚園)221円×延べ16,490食=3,600千円 (小学校)245円×延べ48,312食=11,800千円 (中学校)280円×延べ5,208食=1,500千円 (※うちR7推奨事業メニュー分 36,038千円) ④保護者及び赤穂市学校給食会	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉事業所継続支援事業	①物価高騰の影響を受ける障がい福祉事業所に補助金を支給することで、事業所の継続を支援する。 ②事業者への補助金 ③計1,506千円 入所系事業所9事業所 790千円 訪問系事業所2事業所 26千円 通所系事業所17事業所 690千円 ④障がい福祉事業所	R7.9	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所継続支援事業	①物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所に補助金を支給することで、事業所の継続を支援する。 ②事業者への補助金 ③計2,970千円 入所系事業所15事業所 1,455千円 訪問系事業所15事業所 195千円 通所系事業所22事業所 1,320千円 ④介護サービス事業所	R7.9	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉事業所継続支援事業	①物価高騰の影響を受ける児童福祉事業所に補助金を支給することで、事業所の継続を支援する。 ②事業者への補助金 ③児童福祉事業所1事業所 100千円 ④児童福祉事業所	R7.9	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民総合体育館・城南緑地運動施設光熱費高騰対策支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受ける市民総合体育館・城南緑地運動施設の光熱費を支援することで、安定した市民サービスを維持する。 ②市民総合体育館・城南緑地運動施設への支援金 ③計9,700千円 電気料金分 5,600千円 燃料費分 4,100円 ④市民及び管理事業者	R8.2	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策水道料金減免事業(R7予備費推奨事業メニュー分)	①物価高騰の影響を受ける市民・事業者を支援するため、令和8年2月及び3月請求分の水道料金の減免を行う。(※公共施設は対象外) ②水道事業会計に繰出し、水道料金減免に係る費用 ③計57,000千円 減免分 56,000千円 システム改修費 580千円 時間外勤務手当分 420千円 (※うちR7予備費推奨事業メニュー分 3,000千円) ④水道事業会計への繰出しを通じた市民・事業者(市内の一般料金が適用される水道使用者)	R8.1	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策下水道使用料減免事業(R7予備費推奨事業メニュー分)	①物価高騰の影響を受ける市民・事業者を支援するため、令和8年2月及び3月請求分の下水道使用料の減免を行う。(※公共施設は対象外) ②下水道事業会計に繰出し、下水道使用料減免に係る費用 ③計151,000千円 減免分 150,000千円 システム改修費 580千円 時間外勤務手当分 420千円 (※うちR7予備費推奨事業メニュー分 7,000千円) ④下水道事業会計への繰出しを通じた市民・事業者(市内の一般料金が適用される水道使用者)	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策水道料金減免事業(R7補正推奨事業メニュー分)	①物価高騰の影響を受ける市民・事業者を支援するため、令和8年2月及び3月請求分の水道料金の減免を行う。(※公共施設は対象外) ②水道事業会計に繰出し、水道料金減免に係る費用 ③計57,000千円 減免分 56,000千円 システム改修費 580千円 時間外勤務手当分 420千円 (※うちR7補正推奨事業メニュー分 54,000千円) ④水道事業会計への繰出しを通じた市民・事業者(市内の一般料金が適用される水道使用者)	R8.1	R8.3
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策下水道使用料減免事業(R7補正推奨事業メニュー分)	①物価高騰の影響を受ける市民・事業者を支援するため、令和8年2月及び3月請求分の下水道使用料の減免を行う。(※公共施設は対象外) ②下水道事業会計に繰出し、下水道使用料減免に係る費用 ③計151,000千円 減免分 150,000千円 システム改修費 580千円 時間外勤務手当分 420千円 (※うちR7補正推奨事業メニュー分 144,000千円) (※うち143,000千円に交付金を充当) ④下水道事業会計への繰出しを通じた市民・事業者(市内の一般料金が適用される水道使用者)	R8.1	R8.3
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策下水道使用料改定軽減事業	①下水道使用料の改定に際し、物価高騰の影響を受ける市民・事業者の経済活動に配慮し、従量使用料の各区分の単価をそれぞれ5円差し引いた額とする。(※公共施設分には充当しない。) ②下水道事業会計に繰出し、下水道使用料改定軽減に係る費用 ③軽減分 10,000千円 (※うち1,000千円に交付金を充当) ④下水道事業会計への繰出しを通じた市民・事業者	R7.9	R8.3